

広報かるまい お知らせ版 その1

毎月第2・第4水曜日発行
全世界帯配布

軽米町役場 総務課 編集
電話 46-2111 / FAX 46-2335

かるまい夏祭り イベント情報 (8月2日~4日)



日時	イベント内容	会場
8月1日(木)	前夜祭・セーリング演奏会(ジャズバンド)	上新町特設会場
8月2日(金) ~4日(日)	七夕飾り	大町・仲町・荒町各商店会
8月2日(金)		
18:00~20:00	納涼ビアガーデン	仲町特設会場
18:50~19:50	ジャコ・ラグ・タイム・バンド & ベイターズ・シスターズ演奏会(ジャズバンド)	仲町特設会場
19:00~	大町商店会イベント お宝GET釣り大会ほか(賞品付)	赤レンガ駐車場
8月3日(土)		
10:00~21:00	軽トラ市	みちのく銀行・物産交流館 駐車場(仲町)
18:00~	各商店会イベント 仲町:ピンゴゲーム(18:00~) 大町:座・宇漢米太鼓・円子よさこい組ど っこいしょ演舞、お宝まき大会(19:30~) 荒町:路上パークゴルフ大会(19:00~)	みちのく銀行駐車場 大町路上 荒町路上
20:30~	花火大会	向川原こぶし公園
8月4日(日)		
9:00~12:00	ニジマス釣り大会&つかみ取り大会	坊里沢川(防災センター前)
18:00~19:00	伊保内高校郷土芸能委員会による神楽上演会	みちのく銀行・物産交流館 駐車場(仲町)
19:00~20:30	カシオペア杯争奪ナニヤドヤラ流し踊り大会	大町→仲町→荒町 路上

注目イベントのご紹介

★軽トラ市(3日)

軽トラックの荷台がそのまま、新鮮野菜やお買い得品などのお店になります。お気に入りの商品を探してみてください。

★商店会イベント(3日)

大町、仲町、荒町の道路が歩行者天国になり、ゲーム大会や太鼓演奏など各商店会が趣向を凝らしたイベントを開催します!

★花火大会(3日)

夜空を照らす花火が、軽米の夏を彩ります。

★ニジマス釣り大会(4日)

雪谷川蓮台野橋上流にニジマスを放流します。何匹釣れるか挑戦してみよう!

★カシオペア杯争奪ナニヤドヤラ流し踊り大会(4日)

町内をはじめ、他地域からも踊り手が参加します。夏祭りのフィナーレを飾ります。

※日程につきましては、時間が変更になる場合があります

【問い合わせ先】軽米町商工会、商工会青年部(☎46-2711)

○下記の時間帯は、大町・仲町・荒町地区で歩行者天国となり車両通行止めとなります。

3日…19:00~21:00 4日…19:00~21:00

○交通規制時間における路線バスの停留所が変更になりますので、ご注意ください。

【JRバス】8月3日(土)、8月4日(日)の二戸駅(19時05分)発・軽米病院(20時15分)行きJRバスは、新町~軽米間のバス停に停車せず、軽米病院に直行します。(通過するバス停に下車を予定されるお客様は軽米病院よりタクシーでお近くまで送迎します)

~一日も早い復興を!~ 洋野町の災害廃棄物(再資源化)の受け入れ

東日本大震災津波によって大量の災害廃棄物が発生しましたが、昨年度に引続き洋野町の八木集積所の置き場で選別をした災害廃棄物の塩ビ類(塩ビ管、継ぎ手)を再資源化(リサイクル)することで効率的な処理の促進と資材としての有効活用を目的に次のとおり受け入れます。

- ◎受入期間 平成25年7月25日~12月25日
- ◎搬入業者 (株)ノブタ興業(洋野町種市)
- ◎処理施設 (有)軽米資源センター
- ◎種類 災害廃棄物の塩ビ管・継ぎ手類
- ◎数量 概ね5トン(総量)
- ◎搬出先 塩ビ製品の製造メーカー(塩化ビニル・継手協会)

※放射性物質等の安全性については、洋野町から搬出する際に測定し安全を確認し、(有)軽米資源センターに搬入する際にも再度測定して安全を確かめます。

放射性セシウム線量
(セシウム-134と
セシウム-137の
合計値)で0.23μ
Sv/h以下に限りませ

【問い合わせ先】町民生活課・町民生活グループ(☎46-4734)

広報お知らせ版の 訂正とお詫び

7月10日発行しました広報かるまいお知らせ版に掲載した「夜の健康教室」の記事に誤りがございましたので訂正してお詫び申し上げます。

○夜の健康教室(8月2日開催)

【誤った内容】

場所:町農村環境改善センター

【正しい内容】

場所:小軽米生活改善センター

ご迷惑をおかけしますが、ご来場の際にはお間違えないよう、お気をつけください。

寡婦等の方に対して 医療費の一部を給付します

寡婦等家庭の健康保持と福祉の増進を図るため、寡婦等が診療を受けた場合、医療費の一部を給付しておりますので、次に該当する方は、申請をお願いします。

【寡婦医療費の給付を受けることができる方】

- ◇寡婦のうち、69歳までの方
- ◇児童が18歳に達した以後に、配偶者のない女子になった69歳までの方
- ◎寡婦とは、配偶者のない女子で、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのある方です
- ※ただし、次の方を除きます。
 - ◇本人の所得が150万円を超える方
 - ◇生活保護を受けている方
 - ◇世帯全体の所得が300万円以上の方
(別居している子の扶養になっている方で、子の所得が300万円を超えた場合も含みます)
 - ◇高齢者の医療の確保に関する法律の規定が該当する場合

☆給付の額

- ◇本人負担額の2分の1（保険適用外の診療は除く）

☆手続きの方法

- ◇加入保険証・印鑑をお持ちのうえ、健康福祉課で申請してください。

【問い合わせ先】健康ふれあいセンター内
健康福祉課福祉グループ（☎46-4111）

「お子さんの教育、ひとりで悩まずご相談下さい」 教育相談を実施します

家庭教育やしつけ・いじめ・不登校など子供の教育について、不安や心配ごとはありませんか？保護者の方や児童生徒自身の悩みに応じるため、相談窓口を開設しています。

教育相談員または、指導主事等が対応いたします。相談内容の秘密は守りますので、安心してご相談下さい。

◎相談日程 【平成25年7月～9月】

期 日	時 間	場 所
7月30日(火)	9:00	農村環境改善センター 3階 図書室
8月27日(火)	～	
9月24日(火)	15:00	

・事前にお申し込みください。当日の来場にも対応可能です
相談受付窓口（教育委員会）☎46-4743

【相談員紹介】

圃田 清和（自宅電話番号32-2910）

【自己紹介】教職経験を生かして、平成25年度より教育相談を担当しています。お気軽にご相談下さい。

夏休み期間中 町立図書館の学習室を開放します

町立図書館では夏休み期間に合わせ、行事等で使用する場合を除き2階の研修室を学習室として開放します。研修室には冷房を設置し、勉強しやすい環境になっています。以下のきまりと注意事項を守り、ご利用ください。なお、利用できる日と時間は表の通りです。

【対象】小学生～高校生

【利用のきまりと注意事項】

- ・貸出カウンターで申込をしてからご利用ください。
(図書館の“利用者カード”の提示が必要です。簡単な手続きですぐに作れます。)
- ・学習の目的での使用に限ります。
- ・私語はつつしみ、他の人の迷惑にならない様ご利用ください。
- ・図書館の資料を利用するときは、館内の閲覧席をご利用ください。
- ・手荷物、貴重品等の管理は各自でお願いします。当館では紛失・盗難への責任を負いません。
- ・携帯電話はマナーモードに設定するか、電源を切ってください。
- ・パソコンの使用はご遠慮ください。
- ・飲食は禁止です。
- ・その他、学習にふさわしくない行為などがあつた場合は退室していただきます。

【開放日】

日	月	火	水	木	金	土
7/21	22	23	24	25	26	27
				★	★	○
28	29	30	31	8/1	2	3
		★			△	○
4	5	6	7	8	9	10
	△	△	△	△		○
11	12	13	14	15	16	17
○		○	○	○	○	○

※△…午前のみ、○…9:00～17:00、★…9:00～18:30

【開館時間変更等のお知らせ】

- ・8/5(月)はサマー学習会実施のため臨時開館します
(開館時間9:00～17:00)
- ・8/13(火)～8/16(金)はお盆期間のため開館時間を9:00～17:00とさせていただきます

【問い合わせ先】町立図書館（☎46-4333）

夏の交通事故防止県民運動

期間：8月1日(木)～10日(土)
スローガン「ベルトした？みんなしたよが 合言葉」

夏場を迎え、暑さなどによる過労が原因となる事故や夏休みによる解放感からの交通安全意識の低下が懸念されることから、「夏の交通事故防止県民運動」が展開されます。

【問い合わせ先】町民生活課
町民生活グループ（☎46-4734）

- ・次のことに留意して、交通事故防止に心がけましょう
- ・☆ゆとりのある運転を心がけ、暑さなどによる過労運転を防止しましょう。
- ・☆家庭や地域においては子どもへの注意喚起を行い、運転者は飛び出し等の危険予知をするなどし、夏休み中の子どもの交通事故防止に心がけましょう
- ・☆すべての座席のシートベルト（子どもはチャイルドシート）の正しい着用を徹底しましょう。
- ・☆飲酒運転の危険性、違法性を認識し、飲酒運転の根絶を図りましょう。

広報かるまい お知らせ版 その2

毎月第2・第4水曜日発行
全世帯配布

軽米町役場 総務課 編集
電話 46-2111 / FAX 46-2335

町の臨時職員を募集します

業務内容	地域の食文化活性化支援事業に従事
募集人員	1名
応募資格	現在失業中で求職活動をしている町在住の方 (年齢・性別不問)
雇用期間	平成25年8月12日から6ヶ月 (最長平成26年3月31日まで更新あり)
賃金	日額 5,660～6,580円 (通勤距離2km以上の場合は通勤手当を支給)
勤務時間	8:30～17:30(勤務時間8時間) 60分の休憩時間があります。
休日	原則として土、日、祝日 ※行事等により勤務日の変更があります
加入保険	雇用保険、労災保険、健康保険及び厚生年金
試験方法	個人面接試験
試験日	平成25年8月7日(水)午後3時～
申込方法	①ハローワーク二戸(二戸公共職業安定所)に求職者登録し、紹介状の交付を受ける。 ②市販の履歴書に写真を貼付し、紹介状とともに下記問い合わせ先へ提出する。
申込期限	平成25年8月2日(金) 午後5時必着(郵送可)
問い合わせ先	産業振興課・商工観光グループ (☎46-4746)

※この事業は、町議会8月臨時会の議決後(承認を得て)行うものです

男の料理教室のお知らせ

男性を対象とした料理教室を開催します。料理に興味のある方やこれから料理を始めたいと思っている方はこの機会に料理と栄養について学んでみませんか？

- 日時 ①8月27日(火)9:30～13:00
②10月30日(水)9:30～12:30(予定)
③1月31日(金)9:30～12:30(予定)
- 会場 町健康ふれあいセンター
- 内容 第1回の内容は、調理実習(炒飯ほか)・食中毒のはなしを実施します
- 申込 8月5日(月)までに健康福祉課まで電話でお申し込みください。(先着15名)
- その他 1回のみ参加も可能です。お気軽にお申し込みください。

【申し込み・問い合わせ先】健康福祉課
(健康ふれあいセンター内☎46-4111)

8月9日はパークゴルフの日！
ハートフルスポーツランドの
パークゴルフ場を1日無料開放します！

「パークゴルフ教室」の開催！

健康づくりに、仲間づくりに、始めませんか？パークゴルフ！初心者の方も大歓迎です。

- ◎日時 8月9日(金) 午前9時から正午まで
- ◎場所 ハートフルスポーツランド・パークゴルフ場
- ◎内容 ①講習(パークゴルフのルールとマナー)
②実技(プレーしながらルールとマナーを確認)
- ◎その他 参加希望の方は、当日の午前9時までにパークゴルフ場スタートハウスにお集まり下さい。
*事前申し込み不要・料金は無料です。

【申し込み・問い合わせ先】
教育委員会・生涯学習グループ(☎46-4744)
町パークゴルフ協会(事務局・中村☎46-3250)

黙とうを捧げましょう

原爆死没者の慰霊と戦没者を追悼し平和を祈念するため、サイレンの吹鳴を行います。趣旨をご理解のうえ各家庭や職場などで、1分間の黙とうをお願いします。

- 8月6日 8:15(広島市原爆投下時刻)
- 8月9日 11:02(長崎市原爆投下時刻)
- 8月15日 12:00(全国戦没者追悼式)

【問い合わせ先】町民生活課(☎46-4734)

お盆期間中のごみ収集は生ごみを除き平常通り実施します

ごみ収集は、お盆期間中も平常どおり行います。該当する地区の方は、当日の朝8時30分までに所定の場所へ出してください。

◎収集日…8月13日(火)～16日(金)
※生ごみの分別収集実証試験はお盆期間中はお休みします。ご協力をお願いします。

【問い合わせ先】町民生活課(☎46-4734)

パークゴルフはつらつ大会 —町民と議員交流大会—

町民と議員との交流を目的にパークゴルフはつらつ大会を実施します。初心者にも優しい大会です。ぜひご参加ください。

- ◎日時 8月31日(土)雨天決行
受付 8:00～ 開会式 8:50～
競技開始 9:00～
- ◎場所 ハートフルスポーツランド・パークゴルフ場
- ◎対象者 町民の方・町にゆかりのある方
- ◎参加費 1,000円(昼食、プレー代、保険料等)
- ◎申込期限 8月20日(火)
- ◎申込先 議会事務局(☎46-4745)または、お近くの議員、パークゴルフ場(☎46-3889)

児童扶養手当制度のお知らせ

1. 手当支給の対象（受給資格者）

この手当は、母子家庭の母、父子家庭の父、父に重度の障がいがある家庭の母、母に重度の障がいのある家庭の父、父または母に代わって児童を養育している人に支給されます。ただし、国民年金・厚生年金などの公的年金を受け取ることができるときや、児童の父又は母の死亡に伴い支給される遺族補償を受けることができる場合（老齢福祉年金を除く）等には、手当は支給されません。

2. 支給要件

次のいずれかに該当とする児童（18歳に達し、最初の3月31日までにある児童、または、20歳未満で特別児童扶養手当2級に該当する程度以上の障がいがある児童）を監護等している母、父または養育者に支給されます。

- ①父母が婚姻を解消した児童
②父または母が死亡（または生死不明）している児童
③父または母が一定程度の障がいの状態がある児童
④父または母に1年以上遺棄されている児童
⑤父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
⑥父または母が1年以上拘禁されている児童
⑦婚姻によらないで生まれた児童
⑧遺児などで父母がいるかいないか明らかでない児童
⑨その他政令で定めるもの

3. 手当月額及び所得制限

手当月額は、受給者の所得額により全部支給と一部支給停止等に区分され、児童が2人以上の場合には、2人目（5千円加算）、3人目以上（1人につき3千円加算）の加算があります。（平成25年7月現在）

	児童1人のとき	児童2人のとき	児童3人以上のとき
全部支給の場合	41,430円	46,430円（5千円加算）	1人につき3千円加算
一部支給停止等の場合	受給者（受給者と生計を同じくする扶養義務者がいる場合も含む）の所得が政令で定める額以上であるときは、手当の金額又は一部支給が停止される場合があります。		

4. 手当の支給期間

受給資格者が認定を請求した月の翌月から開始し、児童が18歳に達した最初の3月まで（障がいの状態にある児童については20歳に達した月まで）又はその他支給すべき事由が消滅した月で終わります。

- 支払期：年3回 ●支払方法：受給者が指定する金融機関へ口座振込

5. その他

受給者が手当の支給を受ける権利を行使しない期間が2年間継続した場合は手当の受給権は時効により消滅します。

また、現況届を毎年8月1日から8月31日の間に提出することになっており、受給資格者の資格審査及び所得審査が行われ、その年の8月から翌年7月分までの手当の支給額等が決定されます。現況届を提出しないと手当の支給が差し止めになりますので必ず提出してください。

6. 申請等手続き

手当を受給するためには、認定請求書及び支給要件事由がわかる添付書類が必要になりますので、詳しくは健康福祉課までお問い合わせください。

特別児童扶養手当制度のお知らせ

1. 支給要件

手当は、障がい児（20歳未満であって政令で定める程度の障害の状態にある者）の父もしくは母がその障がい児を監護するとき、または父母以外の者が障がい児を養育するときに支給されます。ただし、障がい児が障がいを事由とする年金給付を受け取ることができるときは、手当の支給はされません。また、障がい児が社会福祉施設に入所しているときは、手当は支給されません。

2. 手当月額

手当月額は、障がい等級の1級（重度）と2級（中度）で、障がい児1人につき次により定められています。（平成25年7月現在）

障 害 等 級	月 額
1 級	対象児童1人あたり 50,400円
2 級	対象児童1人あたり 33,570円

3. 所得制限

受給者または受給者と生計を同一にする扶養義務者の前年の所得が政令に定める額以上であるときは、その年の8月から翌年の7月までの手当は支給されません。

4. 手当の支給期間

受給資格者が認定を請求した月の翌月から開始し、手当を支給すべき事由が消滅した月で終わります。

- 支払期：年3回 ●支払方法：受給者が指定する金融機関へ口座振込

5. その他

法令により手当の支給を受ける権利を行使せずに2年間を経過したときは、時効によって権利が消滅します。

なお、毎年8月11日から9月10日の間に特別児童扶養手当所得状況届を提出することになっており、受給資格者の資格審査及び所得審査が行われ、その年の8月から翌年の7月分までの手当の支給額が決定されます。

6. 申請等手続き

手当を受給するためには、認定請求書、支給要件事由がわかる添付資料が必要になりますので、詳しくは健康福祉課までお問い合わせください。

【問い合わせ先】健康福祉課（健康ふれあいセンター内 ☎ 46-4111）

広報かるまい お知らせ版 その3

町営住宅の入居者を募集します



○募集住宅

町営住宅名・所在地	規格	床面積等	家賃（月額）	形式
町営下新町住宅2号 (軽米町大字軽米11-5-1)	3K	52.39㎡ 昭和53年度建築	5,500円～8,300円 (4段階)	2連棟
町営萩田住宅9号 (軽米町大字軽米2-70-1)	3K	46.48㎡ 昭和50年度建築	4,200円～6,300円 (4段階)	4連棟
町営新萩田住宅9号 (軽米町大字軽米2-25-1)	3DK	74.40㎡ 平成12年度建築	19,200円～28,600円 (4段階)	1戸建

※家賃の額については、入居する世帯の収入と扶養者等により異なります

○入居資格

- ①軽米町民で現在同居し、または同居しようとする親族があり困窮している
(※60歳以上の方や障害をお持ちの方は単独入居できる場合があります)
- ②入居しようとする世帯員の所得合算額が法令で定められた基準内であること
- ③町税・公共料金等に滞納がないこと
- ④申込者および同居しようとする人が暴力団員でないこと

<所得の算定方法>

(所得金額－扶養等控除) ÷ 12カ月＝月額所得 (原則として158,000円以下)

※所得金額とは、世帯員 (一人ずつ) の所得控除後の金額を合計した額

○入居時期

平成25年9月以降

○申し込み方法

関係書類をお渡ししますので役場・地域整備課にお越しください。申し込みには申請書類のほか所得証明書、住民票などが必要になります。

○募集期間

7月24日(水)～8月12日(月)

午前8時30分～午後5時まで

※土・日・祝日除く

☆入居希望者が多い場合には抽選となります

☆入居の際には、敷金の納付(家賃の3カ月分)や連帯保証人(2名)の所得証明書、印鑑登録証明書が必要となります

【申し込み・問い合わせ先】 地域整備課
環境整備グループ (☎46-4741)

平成25年度身体障がい者を対象とした 岩手県職員採用選考試験

- 募集職種：一般事務（若干名）
- 受験資格：自力により通勤ができ、介護者なしで事務職として働くことができる方。また身体障害者手帳の交付を受けていて、昭和56年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた方
- 受付期間：7月22日（月）～8月23日（金）
- 1次試験：9月22日（日）

【申し込み・問い合わせ先】岩手県人事委員会事務局
(☎019-629-6241)

戦没者遺児による慰霊友好親善事業

（財）日本遺族会は、「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」の参加者を募集しています。この事業は、厚生労働省から補助を受け、先の大戦で父等を亡くした戦没者の遺児を対象として、父等の戦没した旧戦地を訪れ、慰霊追悼を行うとともに、同地域の住民として友好親善を図ることを目的としています。

- 実施地域
中国、マリアナ諸島、ボルネオ・マレー半島など
 - 参加費：9万円
- ※実施地域や日程の詳細はお問い合わせください

【問い合わせ先】（財）日本遺族会事務局
(☎03-3261-5521)

I L C 特別授業 開催！

県が誘致を進めている I L C（国際リニアコライダー）に関する特別授業を開催します。事前の申し込みは不要です。お気軽にご参加ください。

- 日 時：8月3日（土）13時30分～15時
- 場 所：二戸市シビックセンター1階ホール
- テーマ：「科学の力で岩手を拓く～田中館愛橘博士と木村榮博士、そして国際リニアコライダー」
- 講 師：大江昌嗣氏（NPO法人イーハトーブ宇宙実践センター理事長、国立天文台名誉教授）、千葉彰氏（岩手県政策地域部政策推進室 I L C 推進監）

【問い合わせ先】二戸地域振興センター
(☎23-9201)

海外から引き揚げた方へ 通貨などをお返しします

税関では戦後、海外から引き揚げてきた方々からお預かりした、次の通貨などをお返ししています。

- 終戦後に外地から引き揚げてきた方が、上陸地の税関、海運局に預けた通貨・証券など
 - 帰国前に樺太、満州にあった在外公館、日本人自治会に預けられた通貨・証券等のうち日本に返還されたもの
- ※返還の申し出は、本人のほか家族の方もできます。お心当たりの方は上陸地を所轄する税関や、最寄の税関へお問い合わせください。

【問い合わせ先】八戸税関支署
(☎0178-33-0423)